



教育

高浜市奨学生募集

対象 市内在住で次の項目に該当する方

- ①学校教育法に規定する高等学校に在学している方
- ②独立行政法人日本学生支援機構その他の団体から奨学金を受けしていない方
- ③経済的理由により就学困難な方（本人の属する世帯で、平成27年11月1日以降倒産などにより非自発的に離職、または自営業者で売上減となった世帯の方を

（含む。）

支給額 月額8,000円

支給期間 当該高等学校の正規の修業期間を修了するまで

申請手続 奨学金の支給を受けようとする方は、次の書類を教育委員会

①高浜市奨学金支給申請書

②在学する学校の校長の推薦書

③家庭状況調査書

※①②③の用紙は、学校経営グループ（市役所3階）にあります。

※申請は、毎年必要

申込期限 6月30日（木）

申込・問合せ先

困学校経営グループ

☎52-11111（内線311）

早期教育相談のお知らせ

県教育委員会では、子育てで気になることのある方、子どもに障がいがあると思われる方、子どもの就学について相談したい方などに、早期教育相談を実施します。

子育てや子どもの障がい、就学や特別支援教育などについて、より正しく理解する場として、気軽に利用してください。

相談は無料ですが、予約が必要です。

とき 7月29日（金）

午前10時～午後3時

ところ 西三河総合庁舎

対象 乳幼児（0歳以上）から、平成29年度に新1年生に入学する子ども（6歳まで）とその保護者

申込方法 7月1日（金）までに学校経営グループへ申込

※相談日以外にも必要に応じて個別相談を特別支援学校、児童相談センターなどで実施

申込・問合せ先

困学校経営グループ

☎52-11111（内線311）

消防

6月5日（日）～11日（土） 危険物安全週間

◆「危険物決める無事故のストライク」

危険物とは消防法で定められているもので、次のような危険性がある物品をいいます。

- ・ 火災発生の危険性が大きい
- ・ 火災拡大の危険性が大きい
- ・ 火災になると消火が困難

私たちの身近なものではガソリン・灯油などがあります。

これらの危険物は正しく保管し、安全に扱えば大変便利なものですが、その取扱いを誤れば火災を引きおこす危険性があります。

この期間中に、事業所やご家庭で危険物の保管場所や貯蔵容器、取扱方法についても今一度確認して、事故のないように注意してください。

◆保管上の注意

- ・ 保管場所は直射日光を避け、高温になる場所、火気を使う場所には置かないこと。
- ・ 必要以上の量を保有しないこと。
- ・ 容器に入れた危険物が地震で転倒、落下しないように事前対策をおくこと。
- ・ ガソリンなどの危険物は火気の近くでは取り扱わないこと。
- ・ ガソリンを入れる容器は専用の携行缶を使用して灯油用ポリ容器には入れないこと。



問合せ先 衣浦東部広域連合消防局

予防課危険物係

☎63-0137